

## 特定中小規模事業者のための

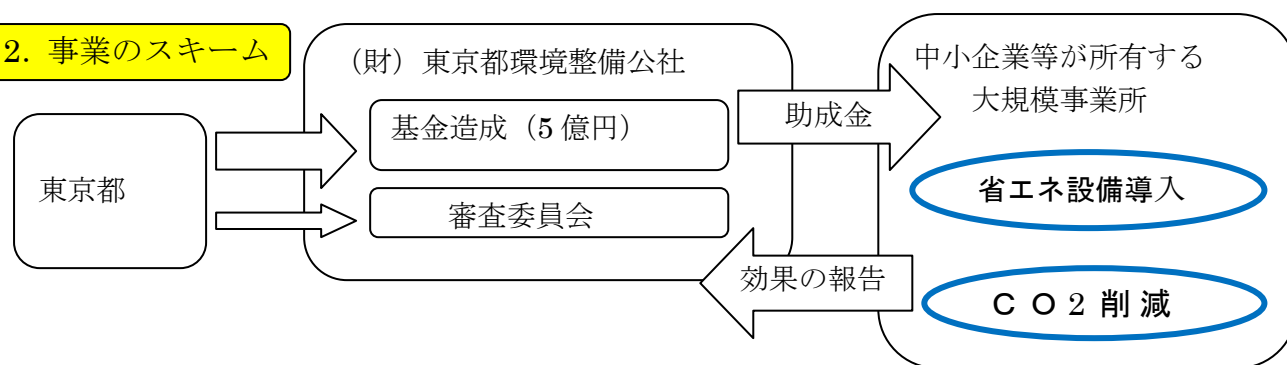
# 東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト

### 1. 概要

本プロジェクトは、都内に特定地球温暖化対策事業所を設置する事業者のうち、中小企業基本法上の中小企業者その他の「特定中小規模事業者」に対し、当該特定地球温暖化対策事業所における省エネルギー設備に資する設備又は機器の導入その他の省エネルギー対策の経費の一部を助成するものです。

このプロジェクトでは、(財)東京都環境整備公社(東京都地球温暖化防止活動推進センター)が都から今年度5億円の出えん金を受け、その基金をもとに、都の委託により助成金の交付、助成事業者からの報告の徴取等を行います。

### 2. 事業のスキーム



### 3. 助成対象事業者

都内に特定地球温暖化対策事業所を設置する「特定中小規模事業者」であり、次に掲げる方が該当します。

根拠法	該当事業者	(除外事由)
中小企業基本法	中小企業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>一の大企業(中小企業者以外の会社をいいます。以下同じ。)又はその役員が、当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有している場合</li> <li>複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有している場合</li> <li>一の大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員総数の2分の1以上を兼務している場合</li> </ul>
中小企業団体の組織に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>協業組合</li> <li>商工組合</li> <li>商工組合連合会</li> </ul>	
中小企業等協同組合法	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業協同組合</li> <li>事業協同小組合</li> <li>火災共済協同組合</li> <li>信用協同組合</li> <li>協同組合連合会</li> <li>企業組合</li> </ul>	
商店街振興組合法	<ul style="list-style-type: none"> <li>商店街振興組合</li> <li>商店街振興組合連合会</li> </ul>	
生活衛生関係の営業の運営の適正化及び振興に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活衛生同業組合</li> <li>生活衛生同業小組合</li> <li>生活衛生同業組合連合会</li> </ul>	

#### 4. 助成対象経費

東京都地球温暖化対策ビジネス事業者による省エネルギー診断に基づき行う省エネルギー対策に伴う機器費及び工事費

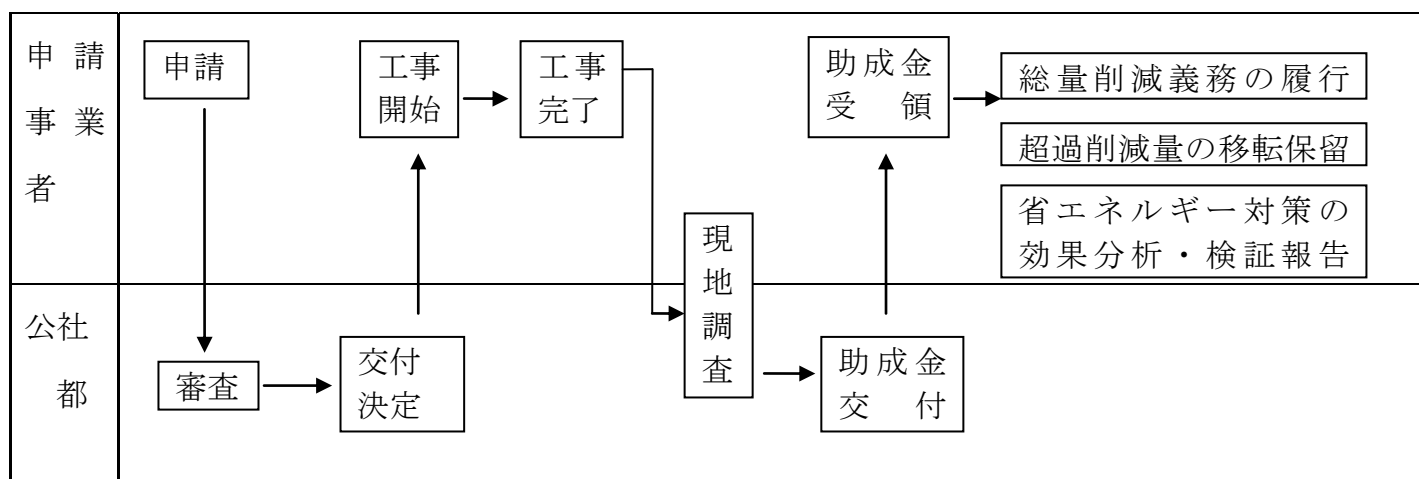
#### 5. 助成額

助成対象経費の3分の1以内  
(上限5,000万円)

\* 「2. 事業のスキーム」のとおり、助成金の交付申請の審査に当たっては、外部有識者を含む審査委員会を設置して行います。

#### 6. スケジュール

申請受付期間 平成23年12月15日(木)～同24年1月13日(金)



\* 助成金の交付を受けた事業所においては、交付決定の日から平成27年度末日までの間、超過削減量の他の事業所への移転は保留願います(超過削減量については、平成27年度からの削減計画期間において義務充当ができます。)

また、助成金の交付を受けた年度の翌年度から平成32年度末まで、毎年度、省エネルギー対策の効果に関する分析・検証報告書を提出していただきます。



#### 【本プロジェクトの問合せ先】

財団法人 東京都環境整備公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)

東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト・ヘルプデスク

電話 03-5388-3474 FAX 03-5388-1384

E-mail [tcca@kankyo.metro.tokyo.jp](mailto:tcca@kankyo.metro.tokyo.jp)